

# 大型はかり検査料金表（令和3年4月1日から適用）

茨城県指定定期検査機関・茨城県指定計量証明検査機関  
一般社団法人 茨城県計量協会

単位：円

計量器の種類	能力	検査料金（消費税を含む。）		
		1台目	2台目以降	おもりの料金
電気式はかり 手動はかり 指示はかり	ひょう量 2t以下	34,600	6,900	※おもりを使用するはかりのおもりの検査料金  おもり1個につき10円が加算されます。
	〃 5t〃	41,500	11,100	
	〃 10t〃	48,500	19,100	
	〃 20t〃	55,400	27,600	
	〃 30t〃	63,200	37,500	
	〃 40t〃	84,100	46,200	
	〃 50t〃	96,800	60,100	
〃 50t超え	123,200	84,400		

《注》 1、同一場所で検査が終了の場合に限り、2台目以降の検査料金は、上表の「2台目以降」に記載する料金を適用します。その場合、「1台目」の料金を適用するはかりは、一番「ひょう量」が大きいものとします。

2、同一場所で検査が2日以上にわたる時は、2日目以降の最初の一番「ひょう量」が大きいものの料金は、順次上表の「1台目」の検査料金に戻ります。

3、ひょう量50tを超えるはかりについては、上表の検査料金に次表の「ひょう量50tを超えるはかりの検査に伴う分銅運搬に要する費用」の金額を加算させていただきます。

ただし、受検者がこの分銅を運搬した場合、又は、計量士の指示により、この分銅若しくは、分銅に代わるおもり等を用意した場合は、この分銅運搬に要する費用は加算しないものとします。

※ ひょう量50tを超えるはかりの検査に伴う分銅運搬に要する費用				
ひょう量	加算額(円)	割増区域の加算額(円)	割増区域	北茨城市、高萩市、大子町、鹿嶋市、神栖市、潮来市、稲敷市、美浦村、阿見町、牛久市、龍ヶ崎市、河内町、利根町、つくばみらい市、取手市、守谷市、常総市、坂東市、下妻市、八千代町、結城市、古河市、境町、五霞町
60t以下	58,700	117,400		
70t以下	104,500	209,000		
80t以下	150,200	300,500		

4、旅費負担金 水戸市内 100円/1人、水戸市以外の県内 200円/1人の検査員旅費を受検事業所で分担していただきます。

5、検査料金（旅費負担金含む）の支払いは、検査当日、原則現金でお願いします。  
事業所の経理の都合上、口座振り込みにより支払う場合は、事前に経理担当者とお打ち合わせいただき、検査当日、その支払期日を明確にしておいてください。

また、口座振り込みにより支払う場合は、振り込み手数料は、貴事業所の負担となります。

（裏面に続く）

6、検査料金及び旅費負担金は、検査に「合格」否かにかかわらず、請求させていただきますので、ご了承をお願いします。

7、検査において、当方のユニックが使用できない場合は、受検事業所のリフト等により分銅の運搬をお願いします。その際のリフト等の費用につきましては、受検事業所負担となりますのでご了承願います。

8、当協会（水戸市）へ持ち込み検査を希望する場合の検査料金について

能力	検査料金（消費税を含む。）		
	電気式	機械式	おもりの料金
ひょう量 250kg を超え 500kg 以下	2,300	1,600	※おもりを使用するはかりのおもりの検査料金  おもり 1 個につき 10 円が加算されます。
ひょう量 1 t 以下	3,250	2,200	
// 2 t //	3,850		
// 5 t //	7,200		

※ 水戸市の協会へ持ち込み検査を希望する場合

「所在場所定期検査申請書」の「3 検査の希望日」欄等の余白に「水戸市協会へ持込検査希望」とご記入ください。

また、協会へはかりを持ち込む場合、はかりをクレーンで載せ降しをする関係上、屋根付きの車両及び道路・建屋の関係上から、長さ 8.5メートル以内のトラックの荷台の後方 3メートル以内にはかりを積んでくることを検査の条件といたします。

9、【検査料金の算出例】 ひょう量 40 トンとひょう量 50 トンのはかり 2 台を検査する場合

ひょう量 50 トン 96,800 円「1 台目」の検査料金 + ひょう量 40 トン 46,200 円「2 台目以降」の検査料金 = 143,000 円 + 旅費負担金 となります。

旅費負担金の金額は、最大 600 円で、通常 300 円～400 円です。